

被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する申請書（公費解体）

令和 年 月 日

人吉市長 様

申請者（被災家屋等の所有者）

ふりがな

氏名

実印

（法人名称・代表者氏名）

住民票住所（事業所所在地）

電話

※日中に連絡がつくもの

家屋等の所有者との関係

本人

本人以外（ ）

※所有者の印鑑登録証明書を添付してください。

私が所有する下記の被災家屋等は、令和2年7月豪雨により損壊しましたので、人吉市による被災家屋等又は災害等廃棄物の解体、撤去及び処分について申請します。

記

1 解体、撤去及び処分を希望する家屋等の所在地

人吉市

2 解体、撤去及び処分を希望する家屋等の所有者の氏名（共有名義の場合は代表者の方の氏名）

3 解体、撤去及び処分を希望する家屋等の数

(1) 住宅（ 棟）

(2) その他 ※倉庫、物置、小屋、事務所、店舗、塀等の種類と、その数を記入してください。

（ ）

※ 上記(2)のうち、被災判定がなされていないものについては、住宅のり災証明の確認又は被害状況調査を行い、確認又は調査の結果、解体・撤去及び処分の対象とならない場合があります。

(3) 土砂混じりガレキ（床下：なし、あり）

4 解体、撤去及び処分を希望する家屋のり災(被災)証明書の取得  取得済  未取得

5 確認事項

(1) 居住者(入居者) なし あり 退去予定月（令和 年 月頃）

(2) 共有者・相続人 なし あり（申請者以外 名）

(3) 区分所有 なし あり（区分所有とは、1棟の建物内の独立した部分の所有権）

(4) その他（ ）

事務処理欄 委任状 全部事項 固定証明 建物配置図 写真 身分証明

り災証明 被災証明 印鑑登録証明書 遺産分割協議・公正証書

同意書（共有・相続・法定代理・抵当等・隣接）相続関係図除籍・戸籍謄本

裏面あり

## 6 被災家屋等の解体・撤去に係る同意事項

申請にあたり、以下の点に同意します。

- 1 人吉市が、本申請に係る解体・撤去を行うにあたって、市からの連絡調整に応じ、解体の立会い等を行うとともに、解体・撤去の実施日までに当該家屋等からの転居及び家屋等内の整理を行います。
- 2 当該家屋等（当該家屋等内の残置物を含む。）の解体・撤去に関して、その解体・撤去並びに調査（アスベスト事前調査を含む。）等により対象家屋等の敷地内へ、関係者が立ち入ることに同意し、原状回復及び損害賠償等の請求は致しません。
- 3 公費解体では、解体後に客土（土の運び入れ）を行わないことに同意します。また、その行為による損害については、原状回復及び損害賠償等の請求は致しません。
- 4 本申請から人吉市が解体に着工するまでの間は、申請者の責任において当該家屋等を適切に管理します。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応します。
- 5 本申請に係る解体・撤去を行うにあたって、権利関係者（借地人、借家人、共有者、相続権者、抵当権者、隣接地権者等）と紛争があった場合は、全て申請者の責任において、解決します。また、人吉市の求めに応じて、権利関係者からの同意書等必要な書類について提出します。
- 6 人吉市が当該解体・撤去のため、当該家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会することに同意します。
- 7 本依頼書に記載された個人情報その他の情報については、人吉市の本事業に関与する事業者を提供することに同意します。
- 8 本申請に関し、虚偽の申請があった場合又は申請者の責めに帰すべき事由により解体及び撤去の実施が困難となった場合には、すみやかに本申請を取り下げます。

（注記）

- 本制度は、二次災害等の危険の除去が目的であり、財産を保全するものではありません。
- 「3階建以下の戸建住宅」又は「戸建住宅以外の家屋等で2階建以下かつ高さ10m以下のもの」は、地下室が無ければ基礎部分（杭基礎を除く。）も対象となります（敷地等の状況によっては、対象外となることもあります。）。
- 申請書の提出者が代理人の場合は、所有者からの委任状（実印）を添付してください。
- 申請書提出の際に、運転免許証など本人確認ができる書類の確認・複写をします。

署名欄（自署）

実印

住民票とは別の住所地に避難されている方は、こちらに現在避難されている住所を記入してください。（郵送物を送付する際の住所となります。）

郵便番号	住所	アパート名や肩書など